

コメント：

企業会計原則と異なる規定について今回の実務対応報告が優先することを明記すべきです。

創立費と開業費について支出の効果が期待されなくなった場合は未償却残高を取り崩す旨が規定されていますが、具体的なケースを明記した方がよいです。「会社の解散」ことでしょうか？

支出時に費用処理する場合の科目ですが、創立費と開業費は臨時的なものなので、特別損失とする考え方はないのですか。

以上です。